

・第4編

原子力災害対策編

◆第1章 総 則

第1節 計画の目的

本章は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 郡上市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、郡上市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び県の地域防災計画（原子力災害対策計画）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、調整を図ったうえで作成されたものである。

市等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処しうるよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 郡上市における他の災害対策との関係

この計画は、「郡上市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「郡上市地域防災計画（一般対策編）」に拠るものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、市民への周知を図るものとする。また、関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。平成30年10月1日最終改定。以下「指針」という。）を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

1 対象となる原子力事業所

市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約85kmに位置しているが、市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が市に及ぶことを前提として、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえ、対象とする原子力事業所を以下のとおりとし、市として必要な対策を進める。

2 対象とする原子力事業所

(1) 原子力災害対策特別措置法施行令第2条の2の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県として定める原子力事業所

事業者名	日本原子力発電株式会社	
発電所名	敦賀発電所	
所在地	福井県敦賀市明神町	
距離	郡上市庁舎（郡上市八幡町島谷228番地）から約85km	
号機	1号機	2号機
電気出力	35.7万kW	116.0万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	107.0万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.3.14（運転終了 H27.4.27）	S62.2.17（定期検査中）

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ	
所在地	福井県敦賀市白木	
距離	郡上市庁舎から約88km	
号機	—	

電気出力	28.0万kW
原子炉型式	高速増殖炉
熱出力	71.4万kW
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン
運転開始	廃止決定 H28.12.21

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）		
所在地	福井県敦賀市明神町		
距離	郡上市庁舎から約86km		
号機	—		
電気出力	16.5万kW		
原子炉型式	新型転換炉		
熱出力	55.7万kW		
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料		
運転開始	S54.3.20（運転終了 H15.3.29）		

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	郡上市庁舎から約90km		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.11.28 (運転終了 H27.4.27)	S47.7.25 (運転終了 H27.4.27)	S51.12.1 (定期検査中)

(2) 岐阜県が原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」（以下「通報・情報交換体制」という。）に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している原子力事業所

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	大飯発電所		
所在地	福井県大飯郡おおい町大島		
距離	郡上市庁舎から約121km		

④ 〈1.総則〉第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S 54. 3. 27 (定期検査中)	S 54. 12. 5 (定期検査中)	H 3. 12. 18 (定期検査中)	H 5. 2. 2 (定期検査中)

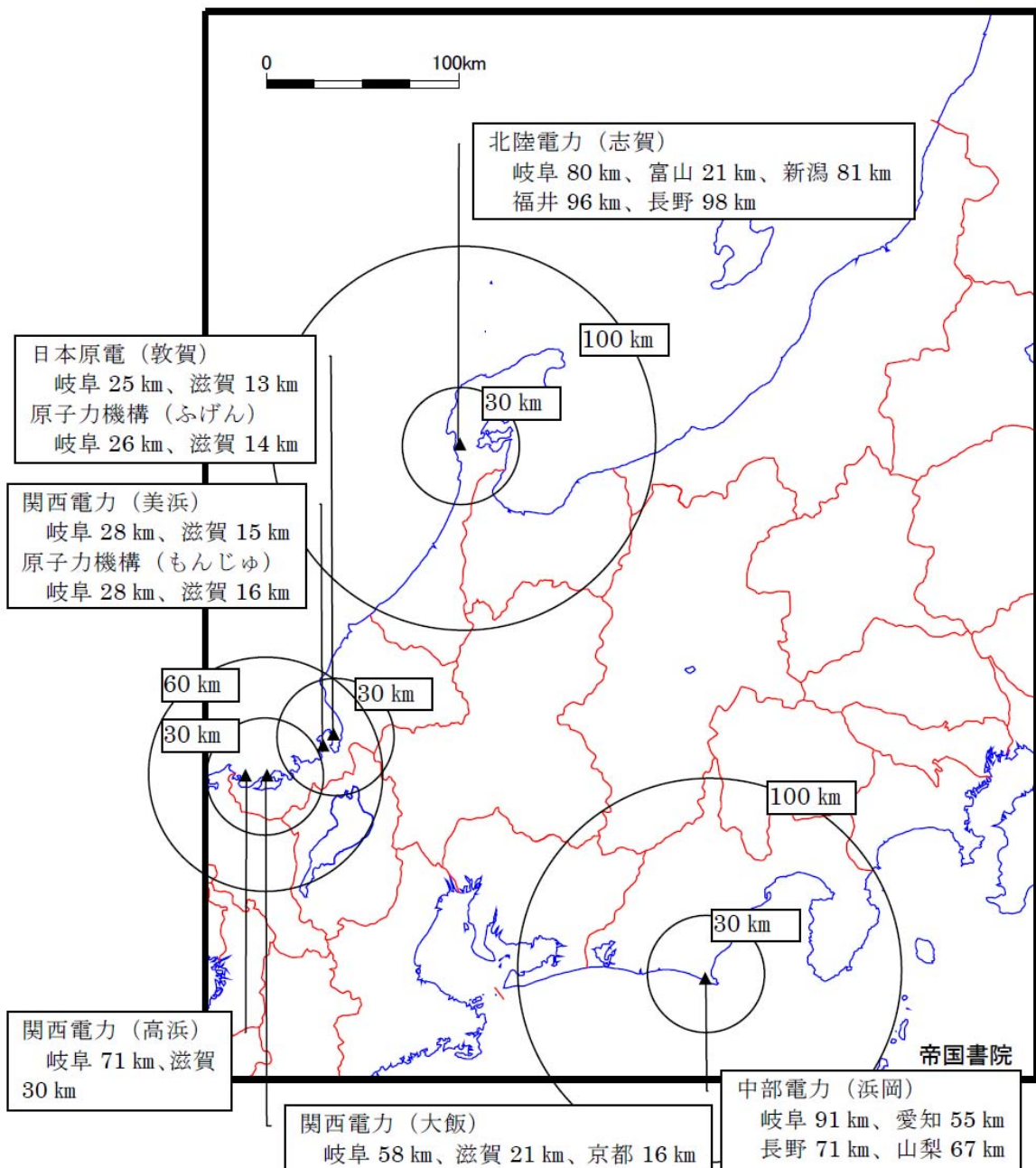
事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜原子力発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	郡上市庁舎から約134km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S 49. 11. 14 (定期検査中)	S 50. 11. 14 (定期検査中)	S 60. 1. 17	S 60. 6. 5

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	郡上市庁舎から約165km				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S 51. 3. 17 (運転終了 H21. 1. 30)	S 53. 11. 29 (運転終了 H21. 1. 30)	S 62. 8. 28 (定期検査中)	H 5. 9. 3 (定期検査中)	H17. 1. 18 (定期検査中)

事業者名	北陸電力株式会社				
発電所名	志賀原子力発電所				

所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
距離	郡上市庁舎（住所）から約147km	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	120.6万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5.7.30	H18.3.15

岐阜県周辺の原子力事業所位置図



第6節 原子力災害対策を実施する地域の範囲

- (1) 岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表。同年11月追補版公表。）」によると、最寄りの原子力事業所で事故等が発生した場合には、郡上市の一部の地域が影響を受ける可能性が示されていることから、市は、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）で原子力災害対策強化地域として定める地域（八幡町、大和町、美並町、明宝及び和良町の区域）に対して必要な措置を講じる。
- (2) 市内で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合には、旧原子力安全委員会防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされていることから、これを基本として必要な対策を進める。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、郡上市地域防災計画総則第2節に定める「防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 市

- ・郡上市防災会議に関する事務
- ・原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- ・通信連絡設備の整備
- ・防護資機材（避難誘導等に必要な資機材）の整備
- ・防護対策資料の整備
- ・災害対策本部等の設置、運営
- ・災害状況の把握及び通報連絡
- ・緊急時モニタリングの協力
- ・住民の避難、屋内退避及び立ち入り制限
- ・飲食物の摂取制限
- ・避難者等の避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布への協力
- ・緊急輸送、必需物資の輸送
- ・放射性物質による汚染の除去への協力

- ・県が行う原子力防災施策への協力
- ・原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

2 県

(1) 岐阜県

- ・岐阜県防災会議に関する事務
- ・原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- ・通信連絡設備の整備
- ・モニタリング設備、機器の整備
- ・防護資機材（避難退域時検査機材、安定ヨウ素剤を含む）の整備
- ・防護対策資料の整備
- ・災害対策本部等の設置、運営
- ・災害状況の把握及び通報連絡
- ・緊急時モニタリング
- ・住民の避難（広域調整）及び立ち入り制限
- ・飲食物の摂取制限
- ・避難者等の避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布
- ・緊急輸送、必需物資の輸送
- ・放射性物質による汚染の除去
- ・市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- ・原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

(2) 郡上警察署

- ・災害広報並びに避難の指示及び誘導
- ・警察通信の運用
- ・災害時における住民の生命、身体及び財産の保護
- ・災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制

3 指定地方行政機関

(1) 東海農政局岐阜農政事務所（地域三課）

- ・農産物、農地の汚染対策に関する情報提供

(2) 中部森林管理局岐阜森林管理署

- ・林産物及び林野の汚染対策に関する情報提供

(3) 岐阜地方気象台

- ・気象状況の把握、解析及び伝達（緊急時モニタリングへの支援）

(4) 中部地方整備局（岐阜国道事務所、木曾川上流河川事務所）

- ・防災機関等との連携による応急対策の実施

4 陸上自衛隊第35普通科連隊第3科、航空自衛隊岐阜基地企画部及び小牧基地防衛部

- ・原子力災害における応急支援活動
- ・緊急時モニタリングの支援

- ・人、物資等の緊急輸送支援

5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話(株)(岐阜支店)、(株)NTTドコモ東海(岐阜支店)
 - ・原子力災害時における緊急通話の確保
- (2) 日本赤十字社(岐阜県市部郡上地区)
 - ・緊急医療措置の実施
 - ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ・義援金の募集配分
- (3) 日本放送協会(岐阜放送局)
 - ・市民に対する原子力防災知識の普及
 - ・原子力災害時の情報、応急対策等の周知徹底
- (4) 中日本高速道路(株)(岐阜保全・高山保全・サービスセンター)
 - ・原子力災害時の緊急輸送の確保
- (5) 日本通運(株)(岐阜支店)
 - ・原子力災害時の緊急輸送の確保
- (6) 日本郵便(株)東海支社
 - ・原子力災害時における郵便の発送、集配の確保及び郵便局の窓口業務の維持
- (7) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 - ・緊急時モニタリングの実施
 - ・専門家、医療従事者の派遣

6 指定地方公共機関

- (1) 鉄道事業者(長良川鉄道(株))
 - ・原子力災害時における応急輸送確保
- (2) 一般自動車運送事業者(白鳥交通(株)、八幡観光(株))
 - ・原子力災害時における自動車による人員の緊急輸送
- (3) 岐阜放送その他民間放送各社、岐阜新聞・中日新聞その他新聞社及び通信社
 - ・日本放送協会(岐阜放送局)に準ずる

7 その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) めぐみの農業協同組合・郡上森林組合
 - ・汚染農畜水産物、林産物の出荷制限等応急対策の指導
- (2) 病院等医療施設の管理者
 - ・原子力災害時における病人等の収容及び保護
- (3) 郡上市社会福祉協議会
 - ・原子力災害時の入所者及び要介護者等の入所保護